

臨時レポート

# 米国議会 非常事態宣言の無効化決議案を可決

## 与党共和党が多数を占める上院でも可決

- ▶ 米国上院は下院に続き、トランプ大統領の非常事態宣言の無効化決議案を可決。
- ▶ トランプ大統領は拒否権を行使し予算の執行を行う模様。民主党は今回の非常事態宣言による予算執行を憲法違反として法廷闘争も辞さないことを表明し、長期化の恐れも。

### ～下院に続き上院でも可決～

米国上院議会で、14日メキシコ国境の壁建設費用を目的としたトランプ大統領の非常事態宣言の無効化決議案が可決されました。与党：共和党の12名の議員が賛成票を投じました。2月26日には野党：民主党が過半数を占める下院において可決されており、その際には13名の共和党議員が賛成票を投じました。上院では13日までに5名の共和党議員が非常事態宣言に反対する立場を表明していました。背景には、壁建設の理由とされる移民の流入が、従来の非常事態宣言(戦争、テロ、自然災害など)と照らして、それに該当する宣言と言えるのか、議会の承認を得られない予算の執行のために宣言を用いてよいのかといった疑問があります。宣言による大統領権限で予算を執行してしまえば、予算権限を議会から奪うこととなってしまう、憲法違反に該当するとの見方もあります。また国境の壁建設を支持する共和党議員においても、議会の承認を回避し予算を執行するような手法を使うことは、悪しき前例を作ってしまうことを警告しています。また、非常事態宣言は6か月ごとに更新決議の必要があるため、9月の来年度予算決議を前に民主党は再度無効化決議案を提出し、議論が白熱する可能性があります。

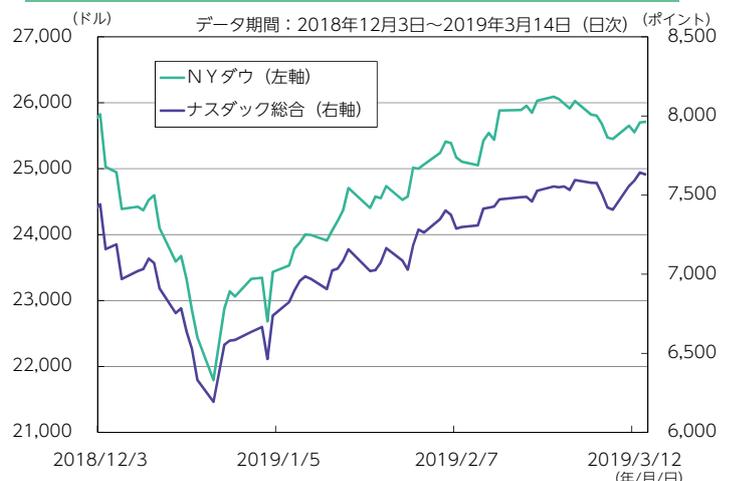
### ～大統領は拒否権を発動～

トランプ大統領は15日無効化決議の可決を受けて拒否権を発動しました。拒否権行使により壁建設費として要求していた約57億ドルを、財務省が徴収した罰則金や国防省の薬物対策費などから捻出し、先に予算で可決された約14億ドルを加えた額が予算執行されることとなります。下院議会は拒否権を覆すための採決を26日前後に行う可能性に言及しましたが、拒否権を覆すには上下両院でそれぞれ2/3以上の再可決が必要であり、再可決の可能性は低いものと見られています。大統領の拒否権行使の動きを受けて、民主党ペロシ下院議長は、非常事態

図表1：近年の主な非常事態宣言の例

日付	大統領	内容
1979年11月14日	カーター	イラン政府の資産凍結
1994年11月14日	クリントン	大量破壊兵器拡散への対応
2001年9月14日	G.W.ブッシュ	9.11同時多発テロに対する対応
2004年5月11日	G.W.ブッシュ	シリア特定人物の資産凍結と禁輸措置
2010年4月12日	オバマ	ソマリア紛争に関与人物の資産凍結
2018年9月12日	トランプ	米国選挙への外国からの干渉に対する制裁措置

図表2：米国株価の推移



宣言が憲法違反に該当すると判断し、法廷闘争も辞さない姿勢を示しました。法定闘争が長期化する恐れもあり、政治への影響も懸念されています。上院共和党とトランプ大統領は13日イエメン内戦に絡むサウジアラビア主導連合への軍事支援停止決議案の可決を巡って対立(大統領は拒否権発動の意向)しており、今後の政策運営への悪影響も懸念されます。想定内の決議に市場は大きな反応を見せませんでしたが、議会との対立姿勢が鮮明な政治手法を巡り市場が影響を受けやすい展開が続くものと思われる。

## 【当資料に関する留意点】

- 当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料のいかなる内容も将来の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に投資信託のグラフ・数値等が記載される場合、それらはあくまでも過去の実績またはシミュレーションであり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 投資信託は投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託の手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。

## &lt;設定・運用&gt;



ニッセイアセットマネジメント株式会社

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第369号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>